

○配置販売業の許可更新について

(昭和三九年四月二日)

(薬事第四四号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局薬事課長通知)

薬事法第二四条第二項の規定に基づく配置販売業の許可の更新に関する事務については、平素格段の配慮を願っているところであるが、事務の遅滞に著しい場合も散見されるので、その円滑な処理を図るため、今後は、左記事項に留意のうえ事務の迅速化に努められたい。

記

- 1 配置販売業許可更新申請書の変更内容欄に記載すべき内容のうち取扱品目については、既に指定を受けている品目(施行規則第四〇条の規定により変更、追加が認められている場合はその品目を含む。)に変更、追加のない場合は、許可更新時に販売品目についての記載の省略を認めること。
- 2 許可更新日までに許可証の交付がなされない等のことを避けること。